



ひと、暮らし、未来のために

厚生労働省

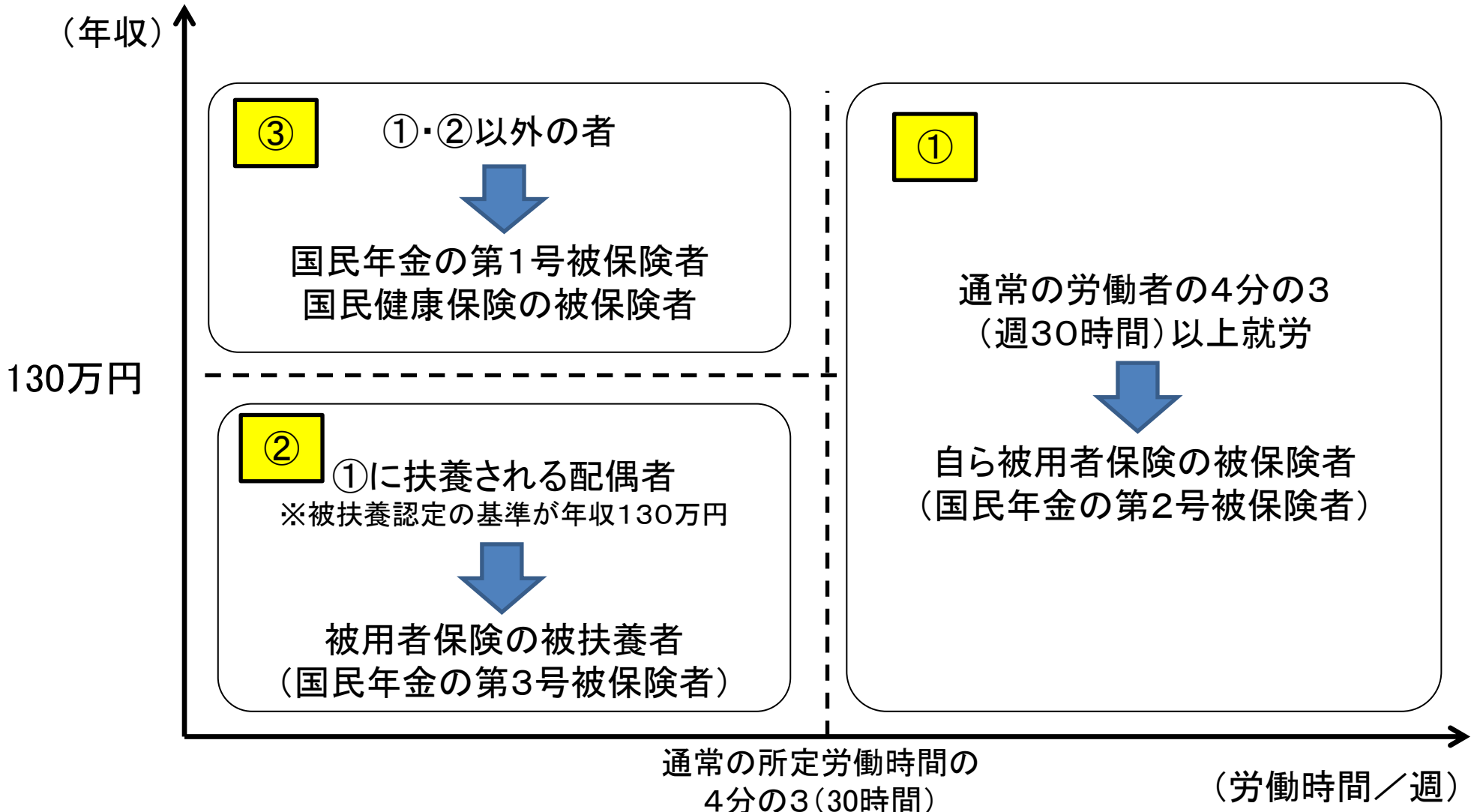
Ministry of Health Labour and Welfare

女性の働き方に中立的な社会保障制度

平成26年10月21日
塩崎臨時議員提出資料

被用者保険の被保険者の配偶者の位置付け

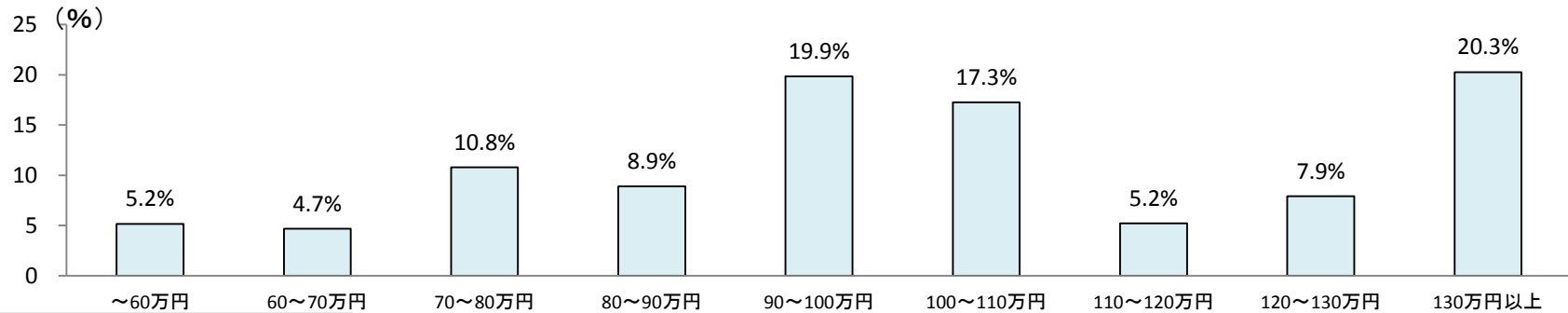
- 被用者保険の被保険者の配偶者が社会保険制度上どのような位置付けになるかは、
- ① まず、通常の労働者のおおむね4分の3以上就労している場合は、自ら被用者保険の被保険者となり、
 - ② ①に該当しない年収130万円未満の者で、①に扶養される配偶者が被用者保険の被扶養者となり、
 - ③ ①にも②にも該当しない者は国民年金、国民健康保険の被保険者となる。



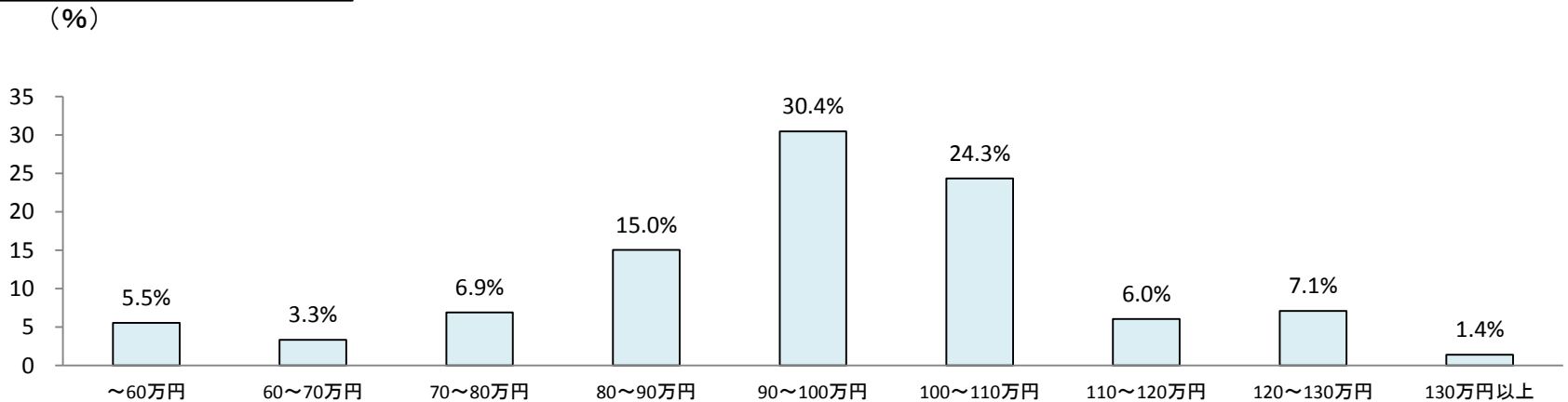
週20～30時間の短時間労働者の収入分布

- 短時間労働者の収入分布をみると、第3号被保険者だけでなく、第1号被保険者においても、100万円前後に山が存在。
 - 自ら国民年金保険料を支払う第1号被保険者においても、保険料負担のない第3号被保険者と同様に100万円前後に山がみられるということは、いわゆる「130万円の壁」(＝130万円を境に保険料負担が生じ可処分所得が減少する事象)とは別の要因が作用していることがうかがわれる。

週20～30時間の第1号被保険者



週20～30時間の第3号被保険者

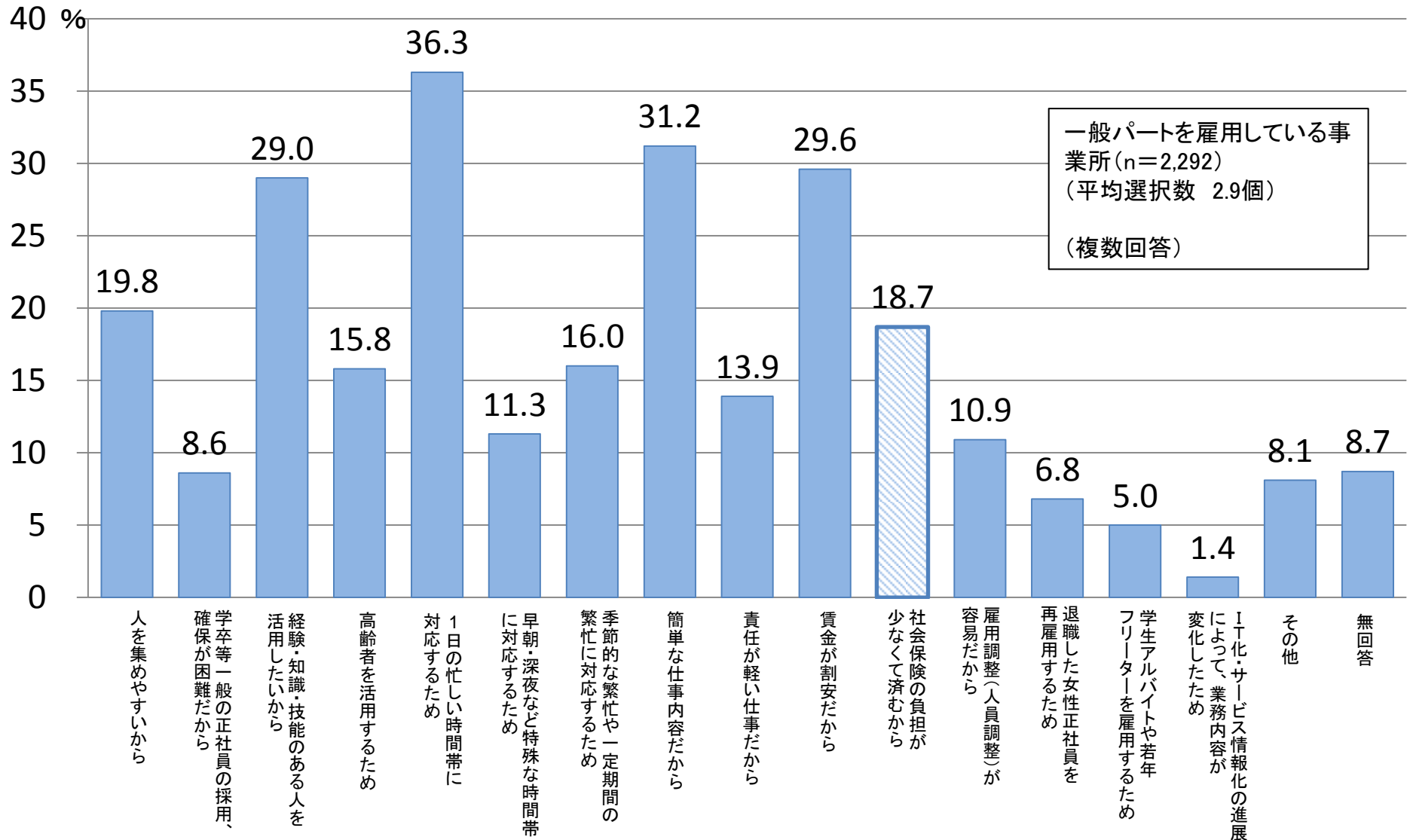


(資料) 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成23年)を特別集計して作成

(注) 年収は、前年にパート等として働いて得た収入。また、年収無しの人等を除いている。

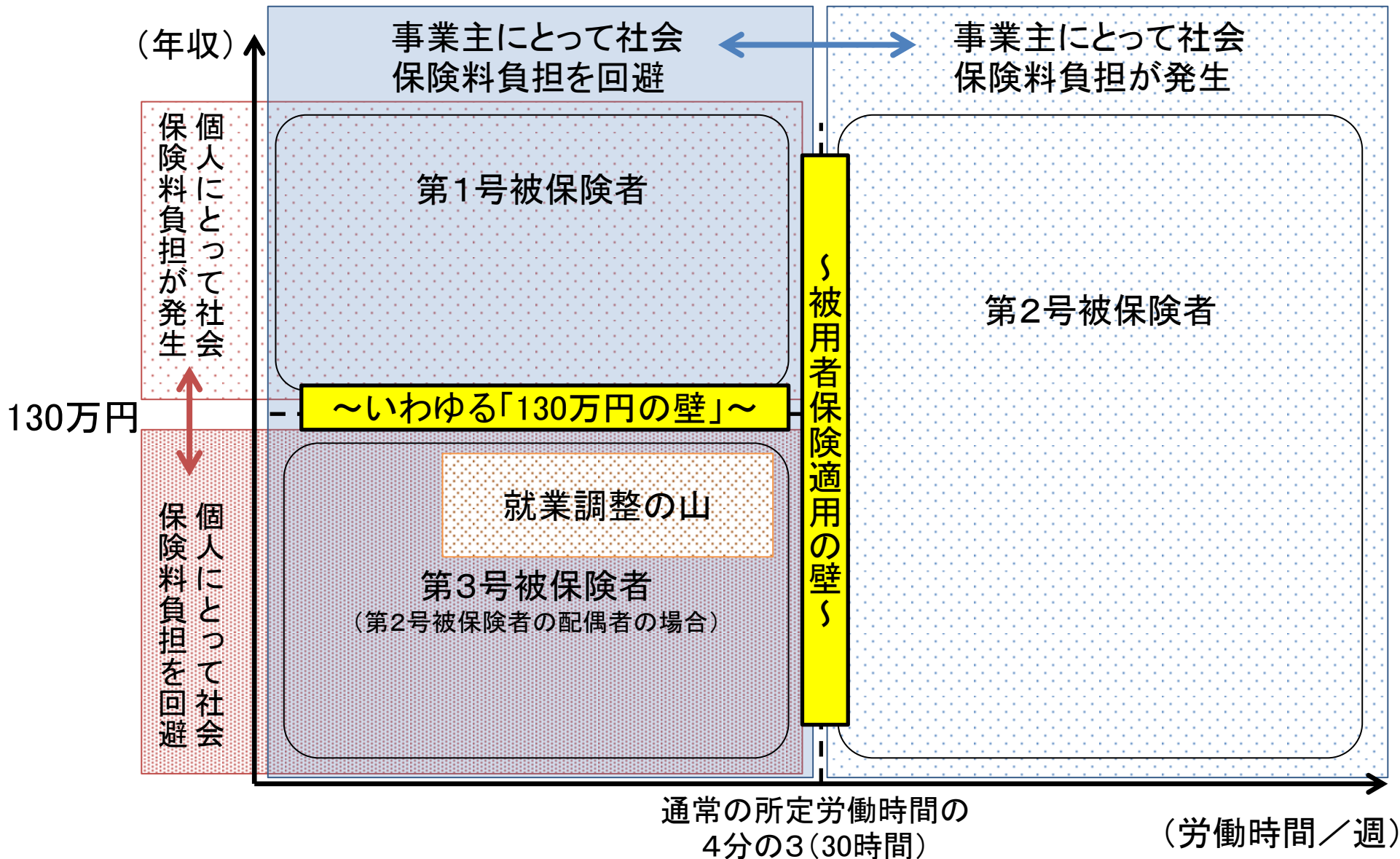
短時間労働者を使用する理由（事業主）

○ 短時間労働者を使用する理由としては、繁忙への対応や簡単な業務への対応が多いが、社会保険の負担を理由に挙げる事業主も一定程度存在。



就業調整が生じる構造

○ 就業調整行動は、個人と事業主の双方の社会保険料負担回避行動が作用して生じていると考えられる。

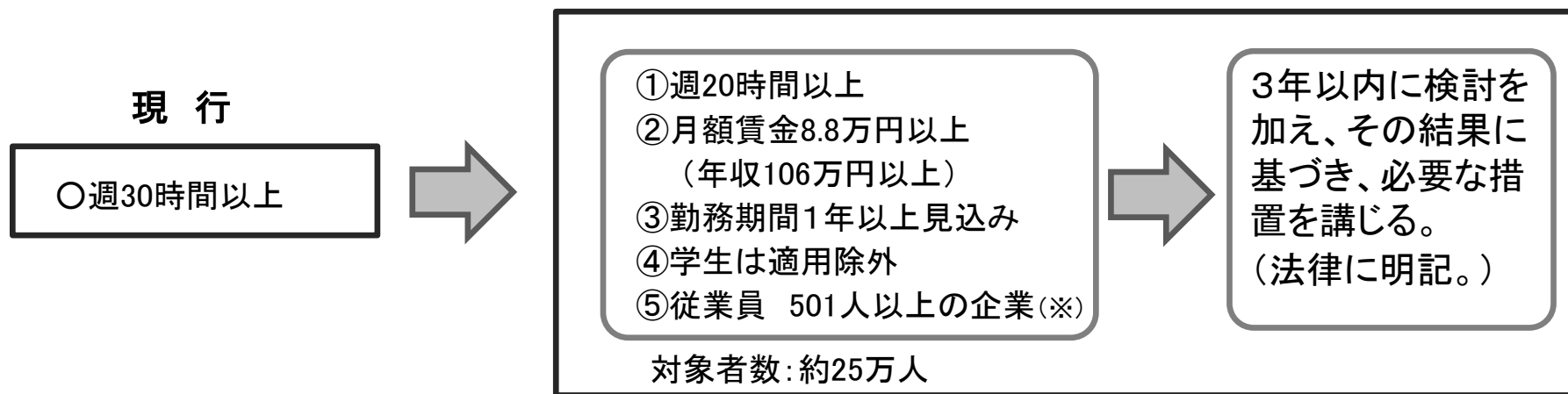


平成28年10月施行の適用拡大の枠組み

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に被用者保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正する。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。
- 社会保障・税一体改革の中で、3党協議による修正を経て法律（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（年金機能強化法））が成立した。

《改正内容》

短時間労働者への適用拡大（平成28年10月～）



（※）適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定。

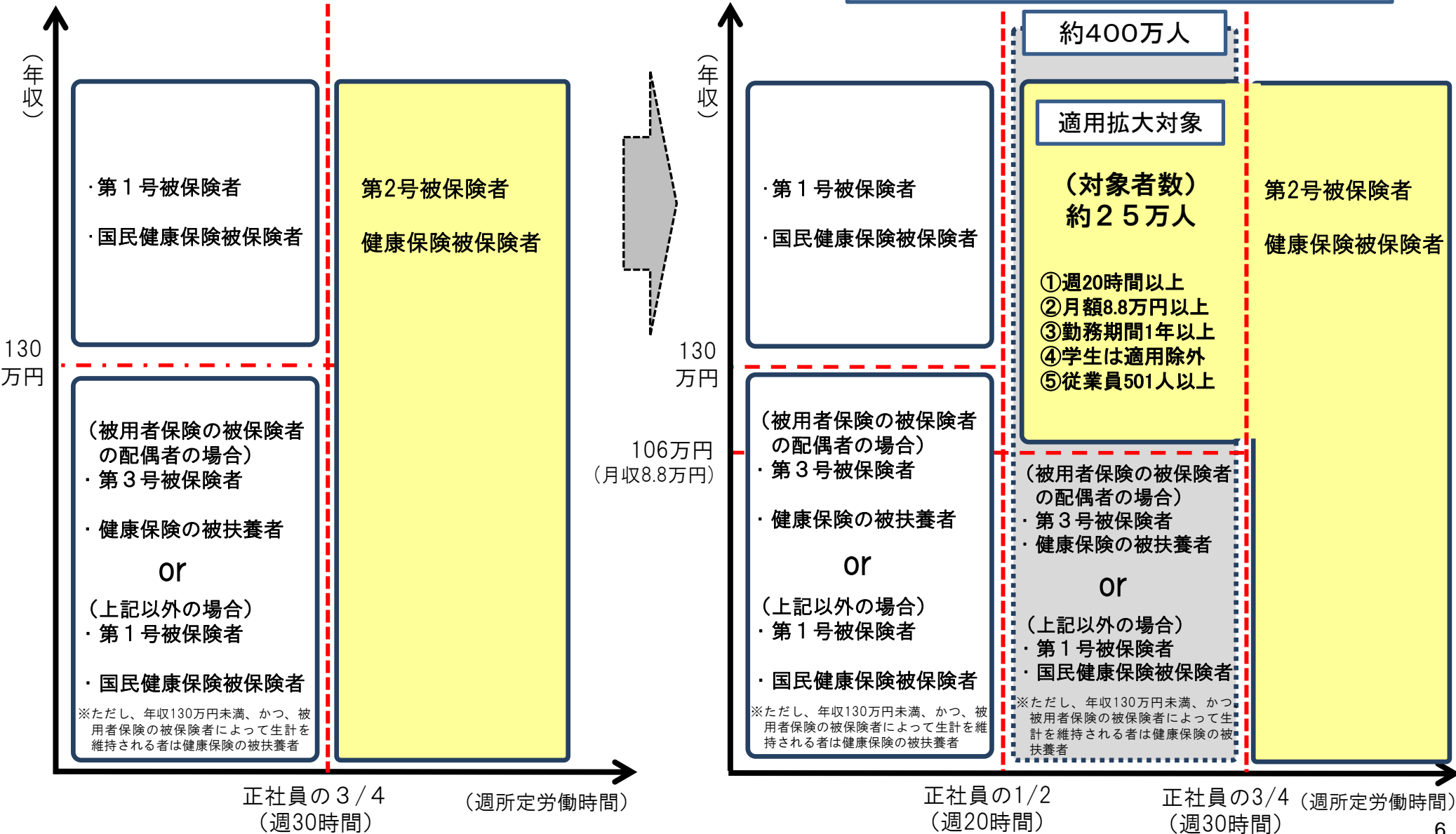
《影響緩和措置》

- 短時間労働者など賃金が高い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、当分の間、賃金が高い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(平成28年10月施行)

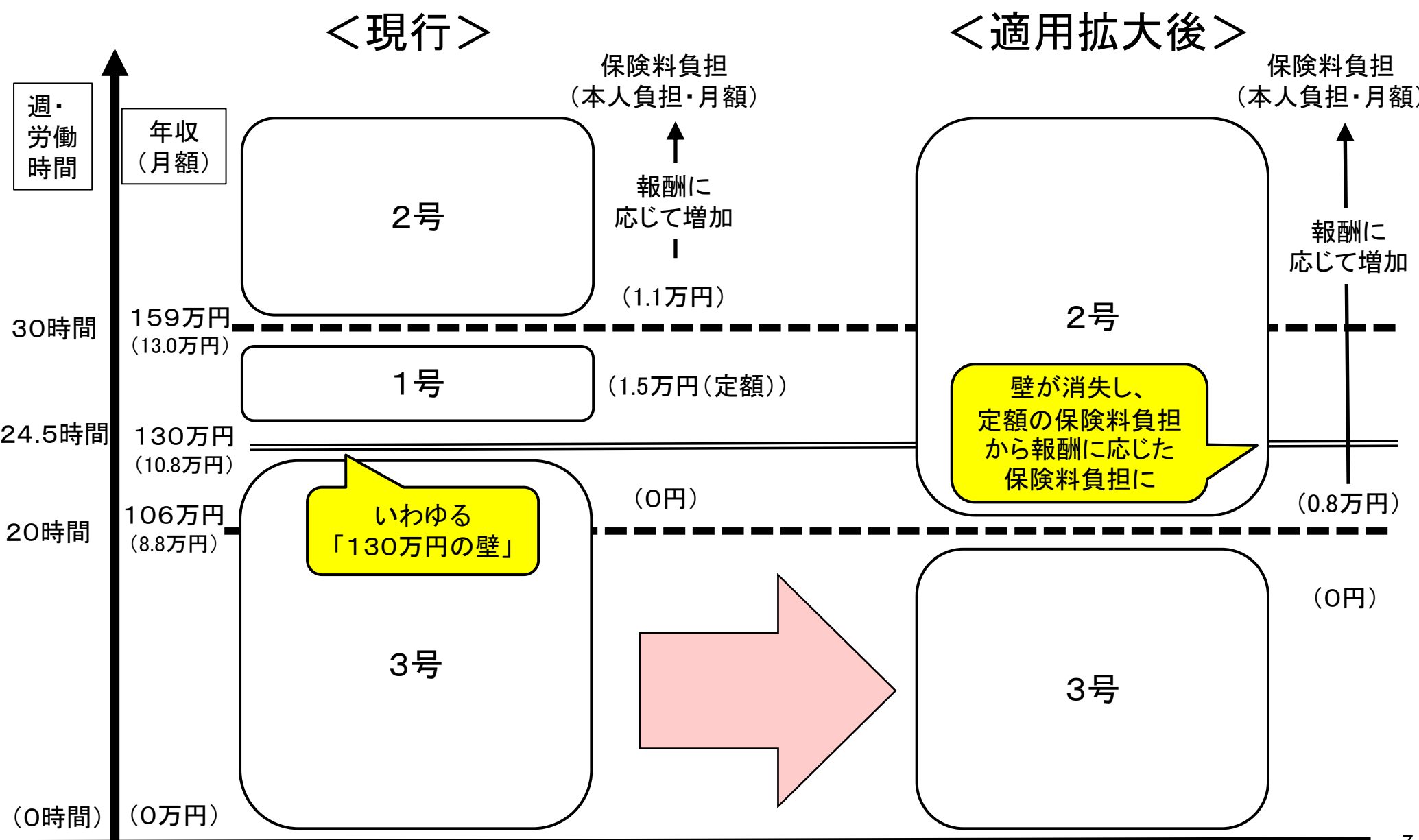
現 行

年金機能強化法による改正後
(平成28年10月施行)



厚生年金保険における適用拡大による労働時間と適用関係の変化①

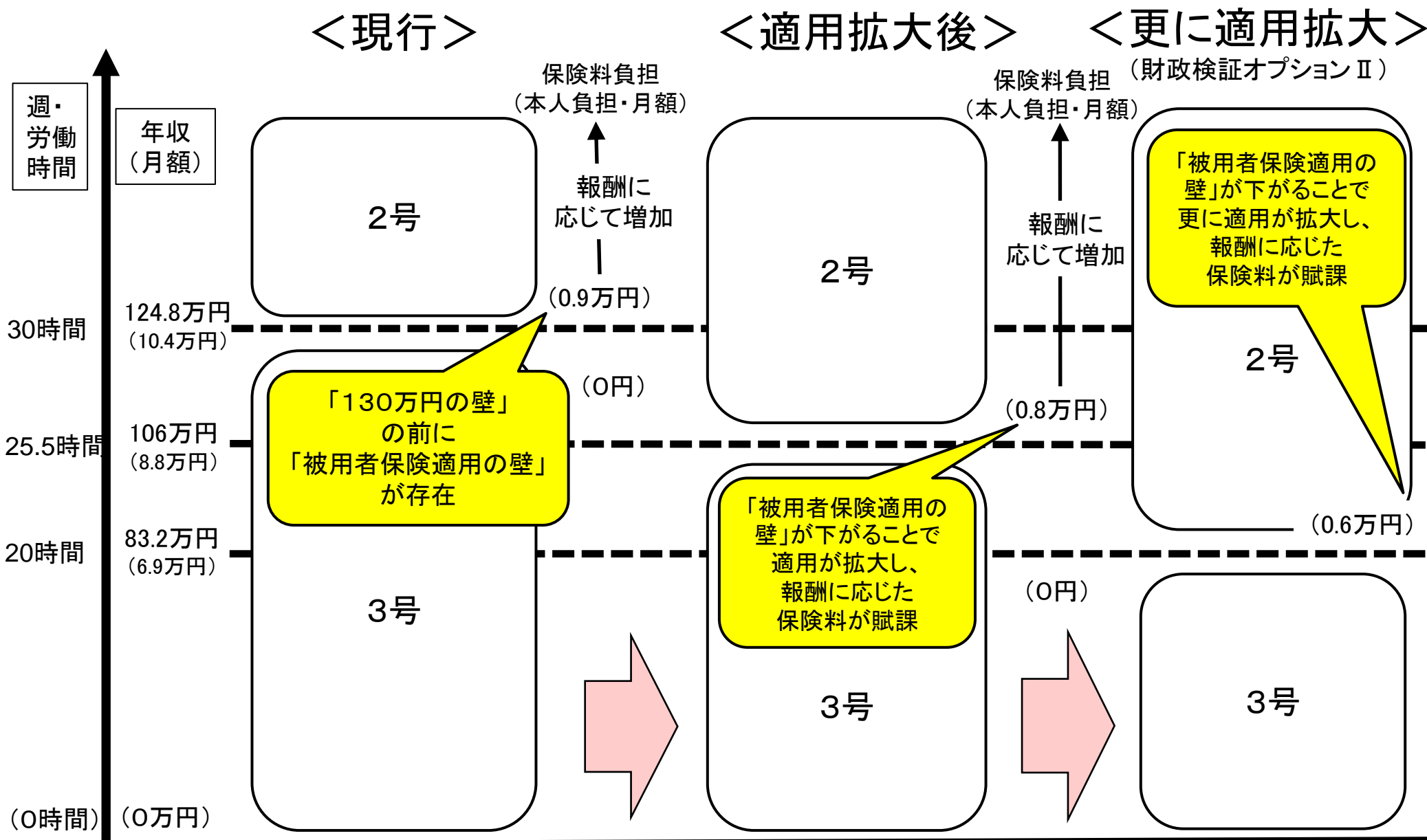
【被用者保険の被保険者の配偶者が時給1,020円で就労する場合】



(注) 年収は時給に週労働時間を乗じ、52倍(=365日÷7)して算出。厚生年金の保険料率は、17.474%で計算。国民年金保険料は15,250円(平成26年度)

厚生年金保険における適用拡大による労働時間と適用関係の変化②

【被用者保険の被保険者の配偶者が時給800円で就労する場合】



(注) 年収は時給に週労働時間を乗じ、52倍(=365日÷7)して算出。厚生年金の保険料率は、17.474%で計算。

社会保障制度改革国民会議 報告書(平成25年8月6日)

(2) 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

年金制度体系をめぐる議論の整理のところに記述したように、国民年金被保険者の中に被用者性を有する被保険者が増加していることが、本来被用者として必要な給付が保障されない、保険料が納められないというゆがみを生じさせている。このような認識に立って、被用者保険の適用拡大を進めていくことは、制度体系の選択の如何にかかわらず必要なことである。

実際に、パートタイム労働者のうち、自らが主たる生計維持者となっている(主に自分の収入で暮らしている)者の割合は約3割に達しており、若年層の非正規雇用者の約4割が正社員への転換を希望しているなど、非正規雇用の労働者についても被用者としての保障の体系に組み入れていく必要性は高くなっている。

一体改革関連法によって、一定の条件下の短時間労働者約25万人を対象に適用拡大が行われることとなったが、被用者保険の適用対象外となる週20時間以上30時間未満で働く短時間労働者は全体で400万人いると推計されている。さらに今後も、適用拡大の努力を重ねることは三党の協議の中でも共有されており、法律の附則にも明記された適用拡大の検討を引き続き継続していくことが重要である。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第112号)

(公的年金制度)

第六条(略)

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 (略)

二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大

三・四 (略)

オプション試算(平成26年財政検証)の結果

- 被用者保険の更なる適用拡大を進めた場合、国民年金(基礎年金)の財政が改善し所得代替率は上昇。
特に、1200万人ベースで適用拡大を進めた場合、所得代替率は大幅に(4~7%)上昇。

オプションⅡ …被用者保険の更なる適用拡大

- 次の2通りの適用拡大を行った場合について、マクロ経済スライドによる調整期間や調整終了後の給付水準を試算するとともに、第3号被保険者の人数や世代別の平均的な第3号被保険者期間への影響も試算。

適用拡大①(220万人ベース)； 一定の賃金収入(月5.8万円以上)のある、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者へ適用拡大(220万人)

- ・月収5.8万円未満の被用者、学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の被用者については対象外
- ・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大(25万人)を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施

適用拡大②(1,200万人ベース)； 一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大

- ・学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。(雇用者の中で月収5.8万円未満の者のみ対象外)
- ・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大(25万人)を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施

(実質成長率)	所得代替率(給付水準調整終了年度)			所得代替率の変化	
	拡大前	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大①	適用拡大②
ケースC (0.9%)	51.0%(2043) ⇒	51.5%(2042)	57.3%(2032)	+0.5%	+6.3%
ケースE (0.4%)	50.6%(2043) ⇒	51.1%(2042)	57.5%(2029)	+0.5%	+6.9%
ケースG (▲0.2%)	42.0%(2058) ⇒	42.5%(2056)	47.1%(2046)	+0.5%	+5.1%
ケースH (▲0.4%)	41.9%(2054) ⇒	42.2%(2054)	45.8%(2047)	+0.3%	+3.9%

注1: ケースHは、景気の波による変動を仮定した上で、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合。

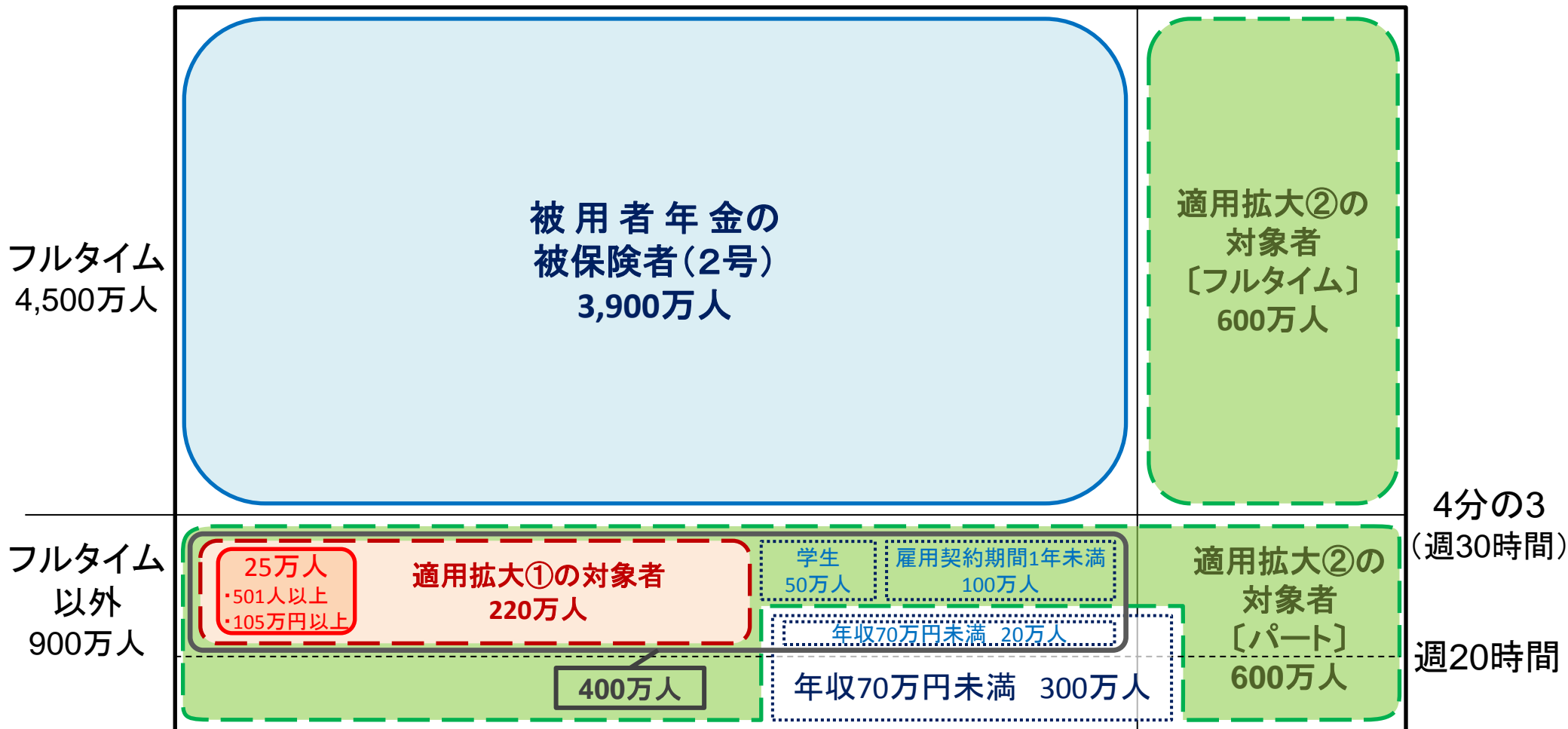
2: 実質経済成長率は、2024年度以降20~30年の平均

オプションIIにおける適用拡大の対象者のイメージ

【適用拡大者数(万人)】

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
適用拡大①	220	80	100	40
適用拡大②	1,200	600	250	350

〔雇用者全体〕 5,400万人
※70歳未満



適用事業所

非適用事業所

注. 「労働力調査」、「平成22年公的年金加入状況等調査」の特別集計、「平成23年パートタイム労働者実態調査」の特別集計を用いてごく粗く推計したもの。

- 本年9月18日に開催された社会保障審議会年金部会において、以下の論点を提示して議論。

適用拡大に係る論点

以上の経緯を踏まえると、適用拡大に係る論点は、以下のように整理できるのではないか。

- 平成28年10月の適用拡大の施行後のさらなる適用拡大の進め方とその対象範囲を規定する各要件の在り方について
- 平成28年10月の適用拡大の枠組みを前提としつつ、現時点において、この問題をさらに前に進めるための方策について